

第十二号の五様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【事業年度】

半期報告書

関東財務局長

年 月 日

第 期中 (自 年 月 日 至
年 月 日)

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【主たる事務所の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】

名称

(所在地)

1 【組合等の概況】

- (1) 【主要な経営指標等の推移】(2)
- (2) 【組合等の出資総額】(3)
- (3) 【その他】(4)

2 【組合等の運用状況】

- (1) 【投資状況】
- (2) 【運用実績】
 - ① 【純資産等の推移】(5)
 - ② 【分配の推移】(6)
 - ③ 【自己資本利益率（収益率）の推移】(7)
- (3) 【販売及び払戻しの実績】(8)

3 【資産運用会社の概況】

- (1) 【資本金の額】(9)
- (2) 【運用体制】
- (3) 【大株主の状況】(10)
- (4) 【役員の状況】(11)
- (5) 【事業の内容及び営業の概況】

4 【組合等の経理状況】(12)

- (1) 【中間貸借対照表】(13)
- (2) 【中間損益計算書】(14)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 半期報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。

c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。

- d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
 - e 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第六号の五様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
 - f 提出者が、法第 24 条の 5 第 13 項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下 f において「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。
- (2) 主要な経営指標等の推移
- 組合等（第六号の五様式「記載上の注意」(1) f に規定する組合等をいう。(4) a において同じ。）の直近 3 中間会計期間（事業年度開始日から起算して 6 月を経過する日までの期間をいう。(1)、(m)及び(14)において同じ。）及び直近 2 事業年度に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
- (a) 営業収益
 - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
 - (c) 中間純利益金額又は中間純損失金額
 - (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (e) 出資持分総額
 - (f) 発行済出資持分の総数
 - (g) 純資産額
 - (h) 総資産額
 - (i) 1 単位当たり純資産額
 - (j) 1 単位当たり中間純利益金額又は中間純損失金額
 - (k) 1 単位当たり当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (l) 自己資本比率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則 (m)及び(12)において「中間財務諸表等規則」という。）第 36 条の 2 の 4 の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該中間会計期間に係る総資産額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定による新株予約権の金額を控除した額を当該事業年度に係る総資産額で除した割合をいう。）
 - (m) 自己資本利益率（中間会計期間に係るものにあっては、中間会計期間に係る純利益金額を当該中間会計期間に係る純資産額から中間財務諸表等規則第 36 条の 2 の 4 の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合を、事業年度に係るものにあっては、事業年度に係る純利益金額を当該事業年度に係る純資産額から財務諸表等規則第 68 条第 1 項の規定による新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）
- (3) 組合等の出資総額
- 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の五様式「記載上の注意」(19)に準じて記載すること。
- (4) その他
- a 半期報告書提出前 6 月以内において、訴訟事件その他組合等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。
 - b a 以外については、第六号の五様式「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。
- (5) 純資産等の推移

半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、第六号の五様式「記載上の注意」⁽³⁵⁾に準じて記載すること。

(6) 分配の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の五様式「記載上の注意」⁽³⁶⁾に準じて記載すること。

(7) 自己資本利益率（収益率）の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の五様式「記載上の注意」⁽³⁷⁾に準じて記載すること。

(8) 販売及び払戻しの実績

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第六号の五様式「記載上の注意」⁽³⁸⁾に準じて記載すること。

(9) 資本金の額

半期報告書提出日の直近日現在の資本金の額を記載すること。

(10) 大株主の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の五様式「記載上の注意」⁽⁴⁹⁾に準じて記載すること。

(11) 役員の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第六号の五様式「記載上の注意」⁽⁵⁰⁾に準じて記載すること。

(12) 組合等の経理状況

中間財務諸表（中間財務諸表等規則第1条に規定する中間財務諸表をいう。）について、第六号の五様式「記載上の注意」⁽⁵⁵⁾に準じて記載すること。

(13) 中間貸借対照表

当該事業年度に係る中間貸借対照表（当該事業年度開始日から起算して6月を経過する日現在の貸借対照表をいう。）を記載すること。

資本の額については、有価証券報告書提出日の直近日現在のもののみを記載すること。

(14) 中間損益計算書

当該事業年度に係る中間損益計算書（中間会計期間に係る損益計算書をいう。）を記載すること。